

内閣参質二一七第二三〇号

令和七年七月一日

内閣総理大臣 石破 茂

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員水野素子君提出公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。



参議院議員水野素子君提出公正取引委員会委員長等の選考基準に関する質問に対する答弁書

前段のお尋ねについては、これまでの個別の人事に関するものであり、その詳細を公にすることは、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

後段のお尋ねについては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十九条第二項において「委員長及び委員は、年齢が三十五年以上で、法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、これを任命する。」と規定されているとおりである。